



岩国労働基準監督署管内の労働災害発生状況（速報値）

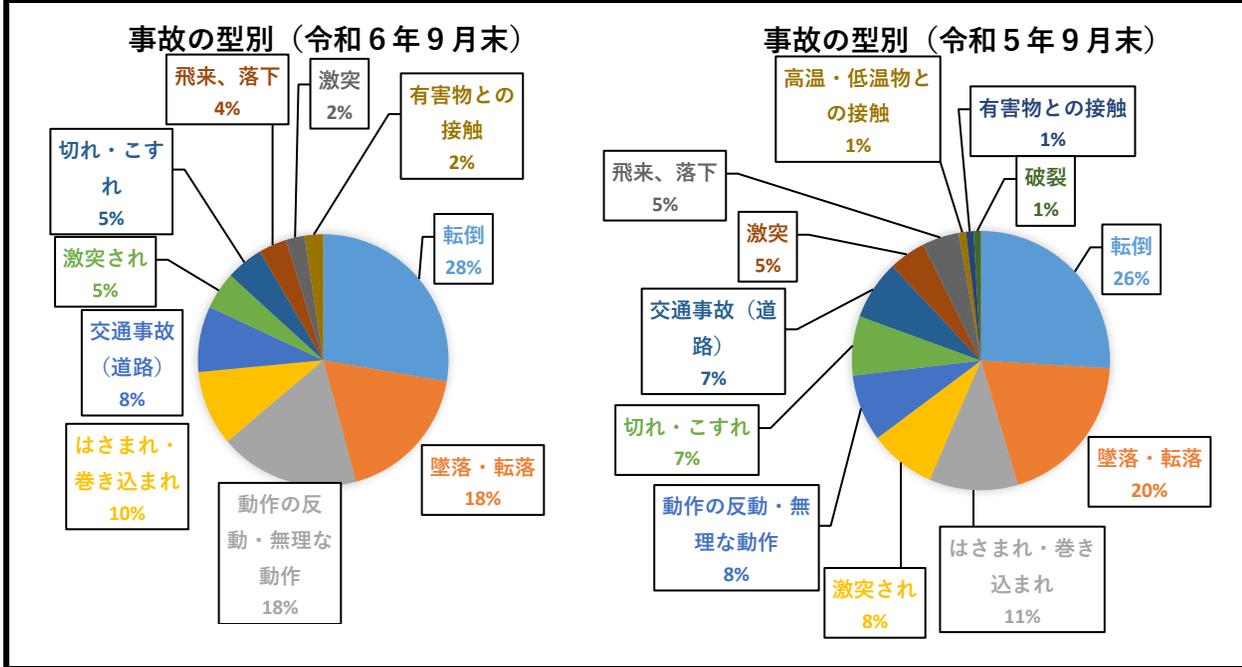
厚生労働省

令和6年9月末現在

業種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業合計	1	86	1	105	-19	-18.1%
製造業小計	0	13	1	17	-4	-23.5%
食料品製造業	0	2	0	6	-4	-66.7%
繊維工業	0	0	0	0	0	±0
衣服その他の繊維業	0	0	0	0	0	±0
木材・木製品製造業	0	2	0	2	0	±0
家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	±0
パルプ・紙・加工品製造業	0	1	0	0	1	+∞
印刷製本業	0	0	0	0	0	±0
化学工業	0	3	0	3	0	±0
窯業・土石製品製造業	0	0	0	2	-2	-100.0%
鉄鋼業	0	0	0	0	0	±0
非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	±0
金属製品製造業	0	2	0	1	1	+100.0%
一般機械器具製造業	0	2	1	3	-1	-33.3%
電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	±0
輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	±0
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	±0
その他の製造業	0	1	0	0	1	+∞
鉱業小計	0	0	0	0	0	±0
建設業小計	0	7	0	24	-17	-70.8%
土木工事業	0	3	0	7	-4	-57.1%
建築工事業	0	3	0	7	-4	-57.1%
木造家屋建築工事業	0	0	0	1	-1	-100.0%
その他の建設業	0	1	0	10	-9	-90.0%
運輸交通業小計	1	6	0	6	0	±0
鉄道・軌道・水運・航空業	0	1	0	0	1	+∞
道路旅客運送業	0	1	0	1	0	±0
道路貨物運送業	1	4	0	5	-1	-20.0%
上記以外の運輸交通業	0	0	0	0	0	±0
貨物取扱業小計	0	0	0	0	0	±0
陸上貨物	0	0	0	0	0	±0
港湾運送業	0	0	0	0	0	±0
農林業小計	0	4	0	1	3	+300.0%
農業	0	1	0	0	1	+∞
林業	0	3	0	1	2	+200.0%
畜産・水産業小計	0	0	0	0	0	±0
第3次産業小計	0	56	0	57	-1	-1.8%
商業小計	0	15	0	22	-7	-31.8%
卸売業	0	4	0	5	-1	-20.0%
小売業	0	7	0	16	-9	-56.3%
その他の商業	0	4	0	0	4	+∞
金融広告業	0	1	0	0	1	+∞
映画・演劇業	0	0	0	0	0	±0
通信業	0	3	0	3	0	±0
教育・研究業	0	3	0	0	3	+∞
保健衛生業小計	0	14	0	11	3	+27.3%
社会福祉施設	0	9	0	7	2	+28.6%
接客娯楽業	0	7	0	8	-1	-12.5%
清掃・と畜業	0	4	0	5	-1	-20.0%
官公署	0	4	0	6	-2	-33.3%
その他の事業	0	5	0	2	3	+150.0%

※1 新型コロナウイルス感染症への罹患を除く。 ※2 死傷者数は休業4日以上のもの。

事故の型別トップ3	令和6年度		令和5年度		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
1 転倒災害	0	23	0	28	-5	-17.9%
2 墜落・転落災害	0	15	0	21	-6	-28.6%
3 動作の反動・無理な動作	0	15	0	9	6	+66.7%
(参考)新型コロナウイルス感染	0	0	0	83	-83	-100.0%



お知らせ

1 墜落・転落災害の防止について

先月と比較して、墜落・転落災害の割合が**16%から18%に増加**しています。  
 内容としては、高さ2m以上の作業床の端部からの墜落災害、荷役作業時の墜落災害、はしご・脚立使用時の墜落災害などが目立ちます。  
 基本的な対策としては、高さ2m以上の作業床の端部には**手すり等を設けること**、荷役作業時には**安全な昇降設備等を設けること**、はしご・脚立使用時には、はしごの上端または下端をしっかり固定する等の安全対策が必要となります。  
 下記リーフレットを参考に墜落・転落防止対策について災害防止対策に努めてください。  
 なお、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となり、安全衛生特別教育の実施の対象にもなりますので、対象作業のある方はご確認をお願いします。

- [1. 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！](#)
- [2.トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。](#)
- [3. はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！](#)

2 化学物質対策について

化学物質対策に関しては、これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます。  
**ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施**が重要になります。  
**自律的な管理**が今後の規制の基軸になりますので、下記リーフレットを参考に化学物質による健康障害防止に努めてください。

- [1. 新たな化学物質規制が導入されます。](#)